

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 京都眞生福社会

(目 的)

第 1 条

この規程は、社会福祉法人 京都眞生福祉会(以下「法人」という。)定款第八条および第二十一条の規定に基づき、理事および監事および評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項について定める。

(常勤役員)

第 2 条

役員等の内、理事長および法人の職務を兼任している役員を常勤役員とする。

(役員等報酬)

第 3 条

この規程における役員等報酬とは、法人が役員等に対し、その職務執行の対価として支給するものをいう。

(報酬金額)

第 4 条

1. 法人の事業所を含め、京都市内および亀岡市内で行われる理事会・評議員会または法人の用務の対価として、1回の用務につき一律5,000円(食費・交通費等を含む。ただし、源泉徴収税額控除後の金額)を支給する。
2. 常勤役員である理事長に対しては、前項は適用せず、報酬として月額300,000円を支給する。

(費用弁償)

第 5 条

理事会・評議員会とは別に、法人の業務として外部の会議への出席をする場合や、研修・講演等に参加する場合も費用弁償するが、この内容については法人が別に定める「旅費および出張規程」に準じて支給するものとする。

(公 表)

第 6 条

法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 8 条

この規程に定めるもの以外に必要な事項が発生したときは、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成21年 5月29日から適用する。

平成31年 3月28日改定

令和 2年 3月30日改定